



# 平成28年度 事業計画

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

**一般社団法人 日本生産技能労務協会**

© 2016 Japan Production Skill Labor Association.

## 基本方針

一般社団法人日本生産技能労務協会は、製造請負・派遣業で働く労働者の雇用の安定、労働環境の改善及び技能の向上等を図り、業界の健全な発展、日本のものづくりの発展に資することを目的として、様々な活動に取り組んでいる。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢も改善し、バブル期以来の人手不足の状況が続いているが、製造請負・派遣業は特に人手不足が深刻な状況にある。今後、少子高齢化の進展に伴い労働力人口が大きく減少すると見込まれていることを考えれば、製造請負・派遣業にとって人材の確保は、喫緊に取り組むべき課題である。

政府は、多様な働き方が可能な社会への変革とワーク・ライフ・バランスの確保のため、「一億総活躍」への挑戦を最重要課題として掲げている。いわゆる正社員以外で働く労働者の雇用の安定、処遇の向上が求められている。昨年9月に施行された改正労働者派遣法においても、派遣労働者の雇用の安定やキャリア形成支援のために、派遣事業者や派遣先の責務が明確に規定されたところである。

こうした状況を考えれば、労働力人口減少社会の中で、製造請負・派遣業が他産業に伍して成長、発展するためには、労働者、メーカー、社会から信頼される業界であること、業界で働く労働者が生き生きと誇りを持って働ける業界であることが必要であり、日本生産技能労協会は、これまでの取組をさらに強化することが求められている。

このため、日本生産技能労務協会は、以下に重点をおいて、平成28年度の事業に取り組むこととする。

- 1 製造請負優良適正事業者認定制度の普及・周知徹底等による製造請負・派遣業の健全な発展の推進
- 2 派遣労働者へのキャリアアップ措置に対する会員企業への具体的支援の推進
- 3 業界検定制度の構築による製造請負・派遣業の人材力強化

# 1 優良で適正な製造請負事業者の育成推進

## 1-1 「平成28年度請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」の推進

製造請負業において、「ひとづくり・ものづくり・コンプライアンス等」の更なる健全化・適正化を図るために「製造請負優良適正事業者認定制度（以下「GJ認定制度」という）」を適切に運営し、請負事業者・発注者への制度の普及、周知徹底等を厚生労働省委託事業にて行う。

### 1) GJ認定制度の運営、課題の把握・検討

製造請負事業改善推進協議会、ならびに認証委員会を設置し、GJ認定制度を適切に運営するとともに、制度運用の課題・問題点等を把握・検討し、必要に応じて見直しを行う。

### 2) GJ認定制度の普及・啓発活動

GJ認定制度の認定事業者数増大を図るため、専門知識を有する「認定制度普及啓発推進員」を配置し、製造請負事業者に対して受審を促すために、制度の周知及び請負事業者の雇用環境整備の助言・支援を行う。

### 3) 好事例集の作成

昨年度に引き続き、認定事業者に係る好事例集を作成し、制度への理解を深めると共に、受審しようとする事業者に対して参考となるべき具体的取り組み事例を提供する。

さらに、好事例集を活用してGJ認定制度の周知と利用促進を図るためのセミナーを全国で開催する。

## 1-2 製造請負優良適正事業者認定制度の指定審査機関としての的確な業務の推進

### 1) 適正・公平な審査業務の推進

平成24年度から開始した、GJ認定制度の指定審査機関としての業務を平成28年度も引き続き実施すべく取り組む。業務に当たっては定められた業務手順を遵守し、審査の適正・公平性と審査品質の維持向上を図る。

### 2) GJ認定制度の周知および受審事業者の増大化の推進

GJ認定制度の認知度を向上させることは、受審事業者からの要望が特に多

く重要な課題であり、従来からの取り組みに加え発注者及び経済団体に対する啓発活動に年度当初から取り組んでいく。このため、制度紹介資料の充実化、新聞・雑誌等広告媒体の有効利用などを企画実施していく。

平成28年度は受審申請事業者として更新18社、新規10社を見込んでいるが、更新事業者の確実な受審と新規受審事業者の開拓活動を年度当初から開始し、確実な達成を目指す。

### 1-3 製造請負事業の円滑な推進のための支援

会員企業の事業の主要な柱である「製造請負事業」について、会員企業が適切な請負事業を推進するための支援を強化する。

具体的には、以下について、実施に向けて検討を行う。

- ① 製造請負の適正な基準の策定及びその普及・啓発
- ② 会員企業が製造請負事業に取り組むに当たってのより具体的な支援方策
- ③ 会員企業の製造請負事業の水準をより高めるための方策

### 1-4 物流人材サービス業における雇用管理改善の支援

物流人材サービス業に従事するスタッフの雇用の安定、労働環境の向上、キャリア開発の推進を図り、また社会的責任を果たし、産業の発展に寄与することを目的として平成26年4月に「物流部会」を発足し、会員各社が直面する課題について論議する中から、労働関連法の勉強会やセミナーを開催するなどしてコンプライアンスの徹底による体質強化に取り組んできた。

平成28年度は、昨年度の労働関連法の改正内容を順守するとともに、適正な事業運営を図るために、物流人材サービス業界特有の対応が必要になる事柄について、会員企業共通かつ喫緊の課題を具体的に取り上げ、分科会形式にて機動的に調査・分析を行いつつ課題解決に向け積極的な取り組みを行う。

## 2 製造系人材サービス業界で働く労働者のキャリア形成支援

### 2-1 キャリア形成支援

#### 1) 研修事業の的確な実施

会員企業が製造請負・派遣事業を適正かつ円滑に運営するために必要な人材育成を支援するため、以下の研修を行う。

##### (1) 事業所管理者研修等

受講者の知識及び実践力の向上ならびに組織の人材力の強化を図ることを目的とし、「生産管理」、「品質管理」、「適正な製造請負」、「法令」等の研修を実施する。

##### (2) 第一種衛生管理者合格対策講座

第一種衛生管理者試験の受験者に対し、合格対策講座を実施する。当協会が計画して募集・実施する集合研修および会員企業の要望に応じて会社単位で出張研修にて、合格を支援する。

##### (3) 「自主保全士」資格認定通信教育

平成27年10月より公益社団法人日本プラントメンテナンス協会に交渉し、会員企業のための特別価格を設定しているところであるが、平成28年度も引き続き実施する。

##### (4) キャリアコンサルタント育成支援

平成28年度から新たに国家資格となるキャリアコンサルタントの資格取得について、厚生労働大臣の認定講習を実施する団体とこれまでの提携実績に基づいて交渉し、会員のための特別価格を設定する。

#### 2) 会員のキャリア形成支援業務への支援

##### (1) キャリア・コンサルティングを実施する相談担当者の育成

キャリア・コンサルティングを実施するための基本スキルの習得等のセミナーを実施する。

さらに、キャリア・コンサルティングについて、より実践力を高めるセミナーを実施し、会員企業が円滑かつ適切にキャリア・コンサルティングを実施できる体制づくりを支援する。

##### (2) キャリア形成支援に関する要望研修

会員企業の要望に応じて、各社の具体的要望事項等を踏まえ、以下の講義やロールプレイングを交えた実践的な研修を提案・実施する。

- ・キャリア・コンサルティングの基礎知識
- ・キャリア・コンサルティングの実践力強化（ロールプレイング）
- ・傾聴カトレーニング

(3) 改正労働者派遣法に対応した教育訓練実施のための教材提供

会員各社が「段階的・体系的な教育訓練」を的確かつ効果的に実施できるように、派遣労働者が自学自習できる教材を開発し会員特別価格にて提供する。

## 2-2 業界検定制度の創設

製造請負・派遣業で働く労働者のキャリアパスを明らかにすることにより、労働者のモチベーションアップ、処遇の向上、定着率の上昇等を図るために業界検定制度を構築することを目的として、平成26年度・27年度の2ヵ年にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ支援事業」に取り組んできた。

平成28年度においては、業界検定制度の平成29年度以降の本格実施を目指して、委託事業の成果を基にさらに取組みを進める。具体的には、検定試験の実施方法の精査、実施体制の整備、実技試験における評価者の育成等を行う。

### 3 会員ニーズに対応したセミナー等の開催

- 3-1 人材サービス業界において知っておくべき法令・知識等、基本的事項に関するセミナーを開催するとともに、改正労働者派遣法への会員企業の対応状況をはじめ会員の抱える課題を適時把握し、製造請負・派遣事業に役立つセミナーを開催する。
- 3-2 行政の動きに合わせたタイムリーな「セミナー」開催により、いち早く会員ニーズに対応していく。

## 4 外国人材の活用についての調査研究

我が国産業社会では、バブル期以来の人手不足が続いているが、製造請負・派遣業界は特に人手不足が深刻であり、ユーザーの要望に対応できない状況も生じている。

こうした中で、外国人材の活用については、従来にも増して高い関心が寄せられている。このため、現国会で継続審議となっている「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」への審議状況を注視するとともに、必要な調査研究を行う。



## 5 情報発信と広報活動の充実

### 5-1 「製造請負・派遣事業動向調査」の実施

製造請負・派遣業界の発展に資するべく、会員企業を対象とした「製造請負・派遣事業動向調査」を継続実施するとともに、この調査から得られる結果や情報を業界のみならず各方面へ積極的に発信することで、業界への理解と業界の発展を図る。

調査実施時期：4月、7月、10月、1月

### 5-2 情報発信、広報活動の充実

業界団体としての活動報告や取組み状況を広く広報し、業界への理解と業界の健全な発展に寄与していく。

また、会員に向けては、行政情報や業界関連の有益情報を迅速に配信することで広報面をさらに充実をする。

## 6 関係団体との連携

### 6-1 経済団体との連携

経済団体特に、日本経済団体連合会（経団連）、電子情報技術産業協会（JEITA）、日本電子デバイス産業協会（NEDIA）、電気・電子・情報通信産業経営者協会等と連携を強化し、人材サービス業界で働く労働者の雇用の安定や処遇の向上を図るため、ユーザーであるメーカーの理解を求めていく。

また、GJ 認定制度の普及浸透を図るための活動を展開する。

### 6-2 人材サービス業界としての活動

一般社団法人 人材サービス産業協議会（JHR）に参加し、委員会活動やプロジェクト活動に積極的に参画し、人材サービス業界の発展に取り組んでいく。

### 6-3 労働組合との連携

製造請負・派遣業界の健全な発展と業界で働く労働者の雇用の安定と処遇の向上に向け、日本労働組合総連合会（連合）と意見交換を行うとともに、その傘下の全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UAゼンセン）、人材サービスゼネラルユニオン（JSGU）及び全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）等との相互理解を深める。

### 6-4 行政との連携

厚生労働省をはじめ行政と緊密な連携を図り、製造請負・派遣業界の諸課題の解決に向けて意見交換を行う。

また、地方労働局への情報の発信と連携により、都道府県レベルでも円滑な意思疎通を図る。

## 7 協会活動の充実

### 7-1 総会、会員交流会等の開催

会員各社とさらに意思疎通を深めるとともに、会員相互の交流と懇親を図るべく、総会と賀詞交歓会の開催に加え、全国各地域でのセミナーの開催と地区会員交流会を開催する。

平成28年度の年間スケジュール（予定）は下記のとおり。

|          |                 |         |
|----------|-----------------|---------|
| 5月18日（水） | 定時社員総会          | 於）明治記念館 |
| 7月15日（金） | 東京              |         |
| 7月20日（水） | 大阪              |         |
| 10月～11月  | 東京・大阪・名古屋・福岡・仙台 |         |
| 1月18日（水） | 賀詞交歓会           |         |

また、従来の地区会員交流会よりも、より機動的に実施できる地域ミニ懇談会の開催を検討する。

### 7-2 会員拡充の推進

協会の知名度向上と業界団体としての発信力の強化を目指し、各種セミナーの場を活用するとともに、会員・理事および事務局の連携により、新規会員の拡充に邁進し、正会員数100社を目指す。

### 7-3 委員会・部会・協議会活動の強化

協会に設置している各委員会に加え、昨年度新たに設置した「労政部会」「安全衛生協議会」を適切に運営することにより、業界の諸問題の解決や安全衛生活動の推進を図るとともに、行政との連携により業界の発展に向けた活動を展開する。

### 7-4 「産業別高齢者雇用促進事業」の推進

（平成27・28年度高齢・障害・求職者雇用支援機構委託事業）

- 1) 製造請負・派遣業界は、比較的年齢構成の若い業界ではあるが、少子・高齢化に対応して高齢者の戦力としての活用を図るために、平成27年度は高齢者雇用の制度整備等について検討を行った。

平成28年度は、65歳まで生き生きと働くために、40歳代等の早期からの支援方策、さらに高齢者の活躍の場を広げるため取引先メーカーへの理解浸透方策について検討を加え、それらを踏まえて「製造請負・派遣

業における高齢者雇用促進のためのガイドライン（仮称）」を作成し、普及啓発に取り組む。

- 2) 2か年事業の2年度目は以下の活動を行う
  - ①高齢者雇用推進委員会の運営（年3回開催）
  - ②ガイドラインの作成
  - ③普及啓発活動（全国4～5地区でセミナーを実施予定）

## 7-5 復興推進の取組み

平成23年3月の東日本大震災発生直後から被災地域で事業展開する会員企業と協力し、雇用の創出・促進などの復興支援に取組み、平成27年3月までの4年間で延べ3万人を超える雇用創出に貢献した。

この5年間で、復興事業の内容は、インフラ整備を中心とする復興事業から、地場産業の回復、新たなコミュニティの形成、若者等による地域での起業促進など事業が多様化しており、当協会の復興支援の取組内容を見直すこととした。

平成28年度はこれまでの活動体験で得た災害の教訓を生かす取組みとして、CSRの一環としての社会貢献を主眼に、主にBCP（Business Continuity Plan（事業継続計画））対策に注力するとともに、以下の活動に取り組む。

- 1) 「『新しい東北』官民連携推進協議会」（復興庁）に参加  
「新しい東北」の創造に向けた事業展開を行っている行政機関、経済界、大学、NPO等の構成員とのパイプを強化し、互いの情報を共有、連携を図るとともに、UAゼンセン人材サービスゼネラルユニオン（JSGU）とも引き続き連携した支援活動をする。
- 2) 防災体制の確立  
東日本大震災を契機に大規模震災対策が進む一方、地震、大雨による土砂災害や火山の噴火等、新たな自然災害への対応も含めた防災・減災のあり方を検討し、会員企業が非常時の対応体制を確立できるよう支援する。

## 7-6 CSR取組みの推進

- 1) 平成22年度に開始した「CSR取組促進月間（10月1日～10月31日）」は6年を経過したが、平成28年度はこれまでの促進月間のキャンペーンから、年間を通したCSR活動の継続的な取組みとして推進する。  
具体的には、本年6月を「CSR取組促進」のスタート月とし、会員企業のCSRに対する取組みの推進を目的として、会員企業に対してポスター、

自主点検表、ワッペン、卓上立札等の作成・配布を行い、協会挙げての運動展開を支援する。

また、CSR宣言、行動憲章、倫理規定等協会のCSRに対する取組みをマスメディア、ホームページ等を通して内外に広く発信していく。

- 2) CSRの一環として、労働安全衛生に関する全国運動に合わせて、ポスターを会員企業に配布する等により、労働安全衛生の取組みを強化する。